

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第  
 15条第2項第1号に基づくインターネット異性紹介事業者に対する指示に係る処分  
 基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>処分基準  <small>令和2年1月10日作成</small></p>	<p>処分基準  <small>令和●年●月●日作成</small></p>
<p>法令名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</p>	<p>法令名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律</p>
<p>根拠条項：第15条第2項第1号</p>	<p>根拠条項：第15条第2項第1号</p>
<p>処分の概要：インターネット異性紹介事業者に対する指示</p>	<p>処分の概要：インターネット異性紹介事業者に対する指示</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</p>
<p>法令の定め：                      インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項（<u>処分移送通知</u>）</p>	<p>法令の定め：</p>
<p>処分基準：                      別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照</p>	<p>処分基準：                      別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示処分及び事業の停止命令処分の基準に関する規程」を参照</p>
<p>問合せ先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</p>	<p>問合せ先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185</p>
<p>備考：</p>	<p>備考：</p>